

令和4年第1回沖縄県議会

(2月定例会)

乙号議案説明資料

沖 縄 県

令和4年第1回沖縄県議会(2月定例会)

提出予定議案一覧表				
番号	区分	議案名	部局	頁
乙 1	条例	沖縄県首里城歴史文化継承基金条例	知事公室	1
乙 2	条例	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	総務部	2
乙 3	条例	沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	総務部	3
乙 4	条例	東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例	総務部	4
乙 5	条例	沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	総務部	5
乙 6	条例	沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	総務部	6
乙 7	条例	沖縄県石油価格調整税条例の一部を改正する条例	総務部	7
乙 8	条例	沖縄県行政書士試験手数料条例の一部を改正する条例	企画部	8
乙 9	条例	沖縄県生活環境保全条例の一部を改正する条例	環境部	9
乙 10	条例	沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例	子ども生活福祉部	10
乙 11	条例	沖縄県子どもの貧困対策推進基金条例の一部を改正する条例	子ども生活福祉部	11
乙 12	条例	沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例及び沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	子ども生活福祉部	12
乙 13	条例	公立大学法人沖縄県立看護大学への職員の引継ぎに係る沖縄県の内部組織を定める条例	保健医療部	13
乙 14	条例	公立大学法人沖縄県立看護大学の設立に伴う関係条例の整理に関する条例	保健医療部	14
乙 15	条例	沖縄県農作物種苗生産条例	農林水産部	15
乙 16	条例	沖縄県県民の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	農林水産部	16
乙 17	条例	沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例	商工労働部	17
乙 18	条例	沖縄県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例の一部を改正する条例	商工労働部	18
乙 19	条例	沖縄県観光振興基金条例	文化観光スポーツ部	19
乙 20	条例	沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例	土木建築部	20
乙 21	条例	沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	土木建築部	21

提出予定議案一覧表

番号	区分	議案名	部局	頁
乙 22	条例	沖縄県宅地建物取引業免許申請等手数料条例の一部を改正する条例	土木建築部	22
乙 23	条例	沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	土木建築部	23
乙 24	条例	沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例	教育庁	24
乙 25	条例	沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例	教育庁	25
乙 26	条例	沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	教育庁	26
乙 27	条例	沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例	公安委員会	27
乙 28	条例	沖縄県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例	公安委員会	28
乙 29	条例	沖縄県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例の一部を改正する条例	公安委員会	29
乙 30	議決	工事請負契約についての議決内容の一部変更について(県道20号線(泡瀬工区)橋梁整備工事(上部工その2))	土木建築部	30
乙 31	議決	工事請負契約についての議決内容の一部変更について(県道20号線(泡瀬工区)橋梁整備工事(上部工その4))	土木建築部	31
乙 32	議決	工事請負契約についての議決内容の一部変更について(陽明高校校舎改築工事(建築1工区))	土木建築部	32
乙 33	議決	工事請負契約についての議決内容の一部変更について(陽明高校校舎改築工事(建築2工区))	土木建築部	33
乙 34	議決	訴えの提起について	土木建築部	34
乙 35	議決	財産損傷事故に関する和解等について	総務部	35
乙 36	議決	車両損傷事故に関する和解等について	農林水産部	36
乙 37	議決	車両損傷事故に関する和解等について	農林水産部	37
乙 38	議決	損害賠償請求事件の和解等について	公安委員会	38
乙 39	議決	損害賠償の額の決定について	病院事業局	39
乙 40	議決	包括外部監査契約の締結について	総務部	40
乙 41	議決	公立大学法人沖縄県立看護大学の中期目標を定めることについて	保健医療部	41
乙 42	同意	副知事の選任について	総務部	42
乙 43	同意	沖縄県教育委員会教育長の任命について	総務部	43

提出議案の概要

【知事公室】

【議案名】

乙第1号議案 沖縄県首里城歴史文化継承基金条例

【議案提出の理由】

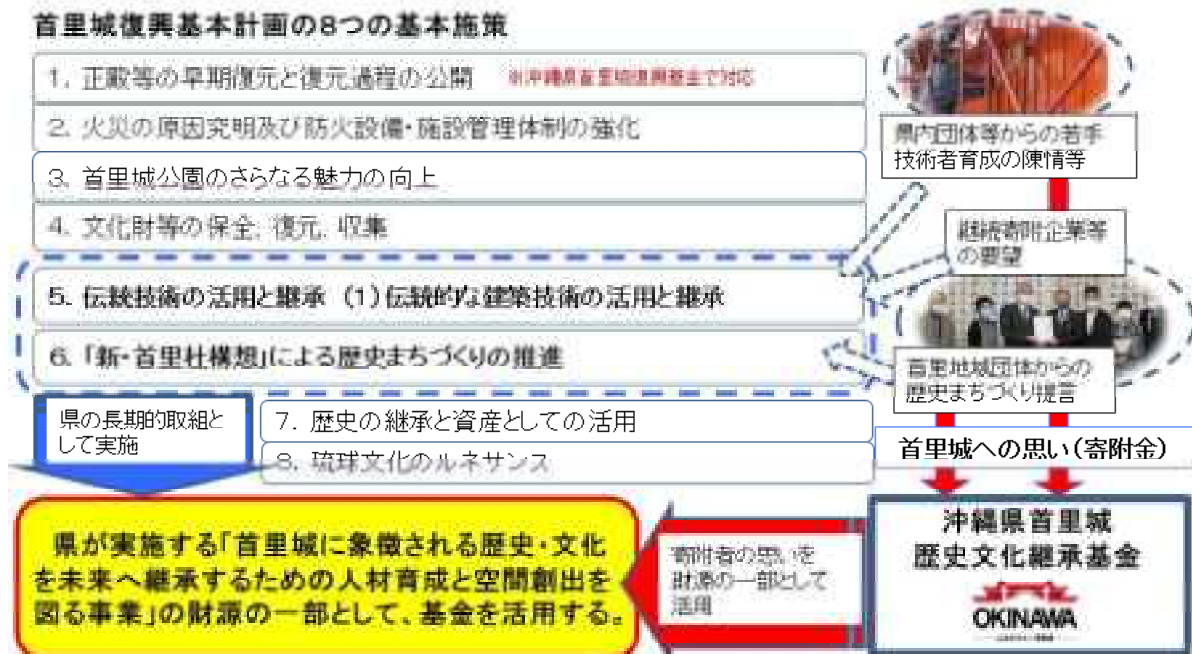
首里城に象徴される沖縄の固有の歴史及び文化の継承を目的として、沖縄県首里城歴史文化継承基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定める必要がある。

【議案の概要】

- 1 首里城に象徴される歴史・文化の継承に向けた長期的な施策の推進にあたり、地域団体等から特に要望の強い事業を対象として寄附金を募り、その思いを受け止めて県事業と一体的に取り組んでいくため、基金を設置する。
(実施事業)
 - (1) 伝統的な建築等の技術を有する人材の育成
 - (2) 歴史的・文化的施設の整備を含めた古都首里の歴史まちづくり推進
- 2 この条例は、公布の日から施行する。

【説明】

基金を活用し、伝統的な建築等の技術を担う人材育成と、古都首里の歴史を体現できる空間創出に取り組み、首里城に象徴される歴史文化の継承を図る。



提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第2号議案 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

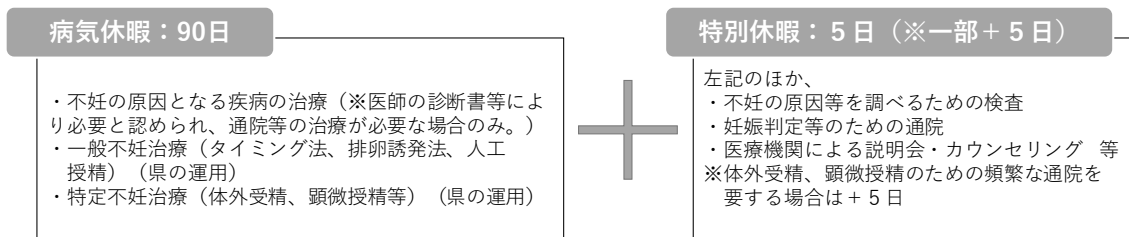
国及び他の都道府県の状況を考慮し、妊娠、出産、育児等と仕事との両立支援制度を充実させるため、不妊治療のための特別休暇を設けるほか、非常勤職員の育児休業及び部分休業の要件を緩和するとともに、任命権者が講ずべき措置を定める必要がある。

【議案の概要】

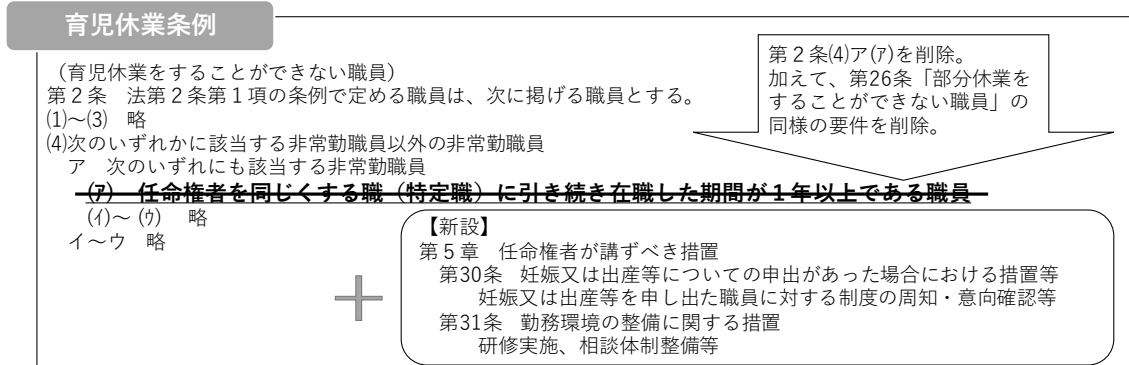
- 以下の条例の一部を改正する。
 - 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例
不妊治療のための特別休暇を新設
 - 沖縄県職員の育児休業等に関する条例
 - 非常勤職員の育児休業取得要件のうち1年以上の在職期間の要件を廃止
 - 非常勤職員の部分休業取得要件のうち1年以上の在職期間の要件を廃止
 - 育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、任命権者が講ずべき措置について規定
- 条例の施行期日：令和4年4月1日から施行

【説明】

1. 不妊治療のための特別休暇の新設



2. 非常勤職員の育児休業・部分休業取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止 育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、任命権者が講ずべき措置について規定



提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第3号議案 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

社会経済情勢の変化や業務内容の特殊性等を勘案し、児童相談所に勤務する児童福祉司等に係る社会福祉手当の支給額を改める必要がある。

【議案の概要】

- 1 児童相談所に勤務する児童福祉司等に係る社会福祉手当の支給額を改める。
- 2 この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

【説明】

沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の概要

- 社会経済情勢の変化や業務内容の特殊性等を勘案し、児童相談所に勤務する児童福祉司等に係る社会福祉手当の支給額を改める。

条例概要

1 社会福祉手当

児童虐待相談件数の増加等に伴う業務量の増大や事案の複雑化、専門化等により業務の困難性及び特殊性が増していることに伴い、児童相談所に勤務する児童福祉司等の処遇改善を図るため、支給額を改める。

- ・班長級等特定職員 日額:1,120円 (現行 日額:850円)
- ・特定職員以外の職員 日額:900円 (現行 日額:680円)

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第4号議案 東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者に接して行う作業等に従事した職員に対し、特殊勤務手当を支給する必要がある。

【議案の概要】

- 1 新型コロナウイルス感染症対策業務に関し、防疫等作業手当の特例に類型を追加する。
- 2 この条例は、公布の日から施行し、1については、令和2年4月6日から適用する。

【説明】

現行

- 防疫等作業手当の特例 <第5条>
新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染され、若しくは汚染されているおそれがある施設等のうち人事委員会規則で定める施設等の内部又はこれに準ずる区域として人事委員会が認めるものにおいて、職員が新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって人事委員会規則で定める作業に従事した日1日につき4,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を支給する。

改正(案)

- 防疫等作業手当の特例 <第5条> ※(2)を追加
職員が、以下の作業に従事したときに、防疫等作業手当として作業に従事した日1日につき4,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を支給する。
 - (1) 新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染され、若しくは汚染されているおそれがある施設等のうち人事委員会規則で定める施設等の内部又はこれに準ずる区域として人事委員会が認めるものにおいて、職員が新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって人事委員会規則で定める作業
 - (2) 新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業うち、患者又は感染疑いのある者に接して行う作業又はこれに準ずる作業であって人事委員会規則で定める作業

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第5号議案 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく知事の権限に属する事務の一部を、権限移譲の協議が調った那覇市が処理することとする等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 法令に基づく知事の権限に属する事務の一部について、事務の移譲に係る市町村長との協議が調ったものを当該市町村に移譲する。
- 2 施行期日：令和4年4月1日

【説明】

移譲する事務の概要

○ 難病の患者に対する医療等に関する法律（那覇市）

難病の患者に関する特定医療費の支給の認定等に関する事務

・移譲事務数：4件

- (1) 法第6条第1項に規定する支給認定の申請の受理に関する事務
- (2) 法第10条第1項に規定する支給認定の変更の申請の受理に関する事務
- (3) 施行規則第13条第1項の規定による受給者証等記載事項の変更の届出の受理に関する事務
- (4) 施行規則第27条第1項に規定する受給者証等再交付申請書の受理に関する事務

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第6号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

工芸振興センターの機器の使用料等について徴収根拠を廃止するほか、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、電気工事士免状書換え手数料の額を改める等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 既存の手数料の額の改定（政令の改正に伴う）
- 2 既存の使用料及び手数料の一部廃止
- 3 条例の施行期日 令和4年4月1日

【説明】

1. 政令の改正に伴う手数料の改定

手数料の名称	内容
電気工事士免状書換え手数料	地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、手数料の額を改める。

2. 既存の使用料及び手数料の廃止

使用料及び手数料の名称	内容
工芸振興センター使用料	おきなわ工芸の杜への機器移管や、機器の老朽化等に伴う機器の性能及び使用状況等を踏まえ、使用料の一部を廃止する。
工芸振興センター手数料	民間機関による対応が可能となったこと等に伴い、手数料の一部を廃止する。

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第7号議案 沖縄県石油価格調整税条例の一部を改正する条例

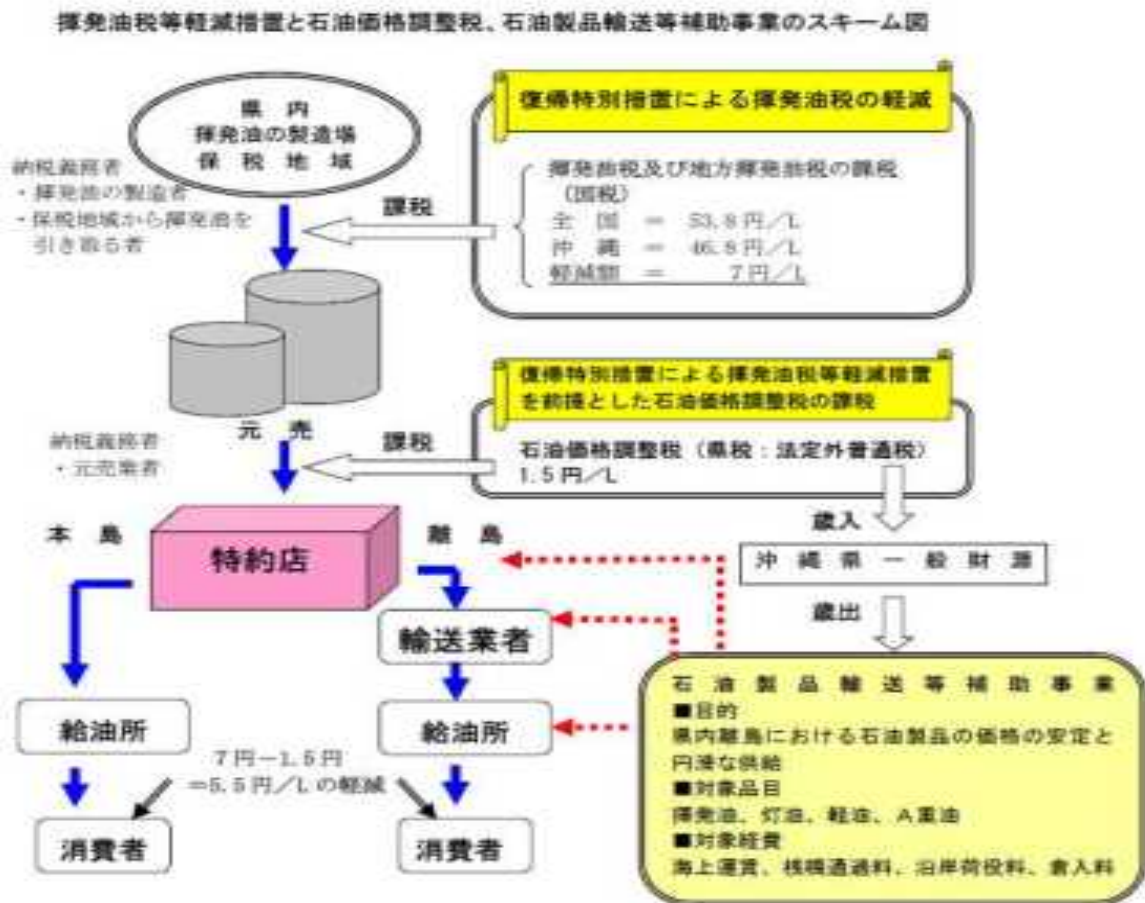
【議案提出の理由】

県内における石油製品の価格の調整及び安定的供給を図るため、条例の有効期限を令和6年3月31日まで延長し、引き続き石油価格調整税を課する必要がある。

【議案の概要】

- 1 条例の有効期限を令和6年3月31日まで延長し、引き続き石油価格調整税を課する。
- 2 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

【説明】



- 令和4年2月中旬 沖縄県石油価格調整税条例提案（先議案件）
3月上旬 （条例可決後）総務大臣へ「法定外普通税変更協議書」提出
3月下旬 総務大臣同意
4月1日 沖縄県石油価格調整税条例施行

提出議案の概要

【企画部】

【議案名】

乙第8号議案 沖縄県行政書士試験手数料条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、行政書士試験に係る手数料の額を改める必要がある。

【議案の概要】

- 1 行政書士試験の手数料の額を改める。
(現行) 7,000円 → (改正後) 10,400円
- 2 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

【説明】

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴うものである。

なお、手数料については、試験事務の管理・運営を行っている(一財)行政書士研究センター(指定試験機関)の収入となるため、県の収入とはならない。

○行政書士法 第4条

…都道府県知事は、総務大臣の指定する者(以下「指定試験機関(※)」という。)に、行政書士試験の施行に関する事務(総務省令で定めるものを除く。以下「試験事務」という。)を行わせることができる。

※指定試験機関：(一財)行政書士試験研究センター。全都道府県が委任している。

○行政書士法 第4条の19

…都道府県は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二十七条の規定に基づき行政書士試験に係る手数料を徴収する場合には、第四条第一項の規定により指定試験機関が行う行政書士試験を受けようとする者に、**条例で定めるところにより、当該手数料を当該指定試験機関へ納めさせ、その収入とすることができる。**

○地方自治法 第228条

…分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、**手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務**(以下本項において「標準事務」という。)**について手数料を徴収する場合には、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例で定めなければならない。**

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正(政令)

【R4.4.1施行】



[現行] → [見直し後]
7,000円 → 10,400円

主な理由

- ・出願者数1人あたりの試験実施経費の増
- ・新型コロナウイルス感染症の感染予防策
(試験会場数の増、試験監督員の増、消毒液等の購入)

沖縄県行政書士試験手数料条例の一部を改正する条例(本条例)

【R4.4.1施行】

提出議案の概要

【環境部】

【議案名】

乙第9号議案 沖縄県生活環境保全条例の一部を改正する条例




【議案提出の理由】

大気汚染防止法及び大気汚染防止法施行令の一部が改正され、石綿を含有する全ての建築材料が規制の対象とされたことを踏まえ、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の発注者の届出等の義務を廃止する等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 大気汚染防止法の一部が改正され、これまで規制の対象外となっていた非飛散性石綿含有建材（いわゆるレベル3建材）が規制対象となった。
- 2 当該建材については、飛散性は高くないものの、不適切な除去作業を行えば石綿が飛散するおそれがあることから、県においては平成27年に沖縄県生活環境保全条例の一部を改正し、規制を行っているが、今般の法改正により重複が生じることとなった。
- 3 2により、本条例から特定粉じん（石綿）に関する規定を削除する必要がある。
- 4 その他所要の改正を行う。
- 5 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 6 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定める。

【説明】

規制対象		建築材料	改正前		改正後	
			法	条例	法	条例
高い ↑ 飛散危険度 ↓ 低い		吹付け石綿 (レベル1)	○	×	○	×
		石綿含有断熱材、 保温材、耐火皮膜材 (レベル2)	○	×	○	×
		石綿含有成形板等 (レベル3)	×	○	○	×

改正内容	
特定粉じん排出等作業（石綿除去作業）を伴う解体等工事における	
<ul style="list-style-type: none"> ・作業基準 ・作業基準の遵守義務 ・基準適合命令等 ・発注者の配慮 ・報告及び検査 	削除（改正法と重複）
<ul style="list-style-type: none"> ・作業実施届出 ・計画変更命令 ・完了届出 	削除（改正法で類似制度が新設） 「作業実施届出」⇔「事前調査結果の報告」 ※令和4年4月1日法施行 「完了届出」⇔「作業結果の報告」

提出議案の概要

【子ども生活福祉部】

【議案名】

乙第10号議案 沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

民法の一部が改正され、成年年齢が引き下げられるとともに、女性の婚姻開始年齢が引き上げられること等を踏まえ、青少年の定義を改める等の必要がある。

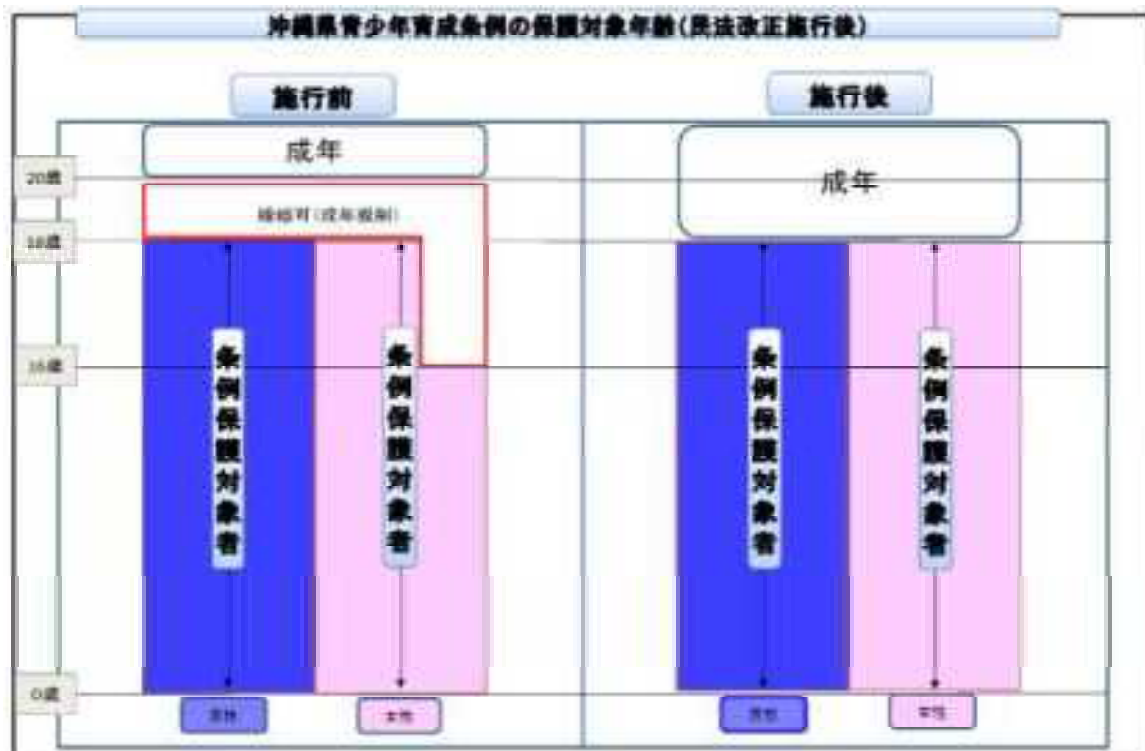
【議案の概要】

- 1 「青少年」の定義を改める。
- 2 その他所要の改正を行う。
- 3 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、2は、公布の日から施行する。

【説明】

- 1 民法の一部を改正する法律の内容は以下のとおり
 - (1) 成年年齢が20歳から18歳に引き下げられる。
 - (2) 女性の婚姻年齢が16歳から18歳に引き上げられる。
- 2 条例の保護対象である青少年の定義規定において、18歳までの女子で婚姻した者を除くこととしているため、当該除外規定を削除する必要がある。

青少年（改正前）満18歳に達するまでの者（婚姻した女子を除く。）をいう。
（改正後）18歳に満たない者をいう。



提出議案の概要

【子ども生活福祉部】

【議案名】

乙第11号議案 沖縄県子どもの貧困対策推進基金条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

子どもの貧困対策を推進するための事業を引き続き実施するため、沖縄県子どもの貧困対策推進基金の設置期間を延長する必要がある。

【議案の概要】

基金の設置期間を延長する。

【説明】

- 1 平成28年3月、子どもの貧困対策を推進することを目的として、沖縄県子どもの貧困対策推進基金を設置した。(H28. 3. 16条例公布)
基金の設置期間は、沖縄振興計画の終期となる令和3年度までの6カ年とした。
- 2 6年間の取組により困窮世帯の割合の低下など一定の成果が見られたものの、全国と比べても改善状況は十分とはいえないことから、新たな沖縄振興計画(令和4～13年)の終期まで、さらに設置期間を延長することとする。

提出議案の概要

【子ども生活福祉部】

【議案名】

乙第12号議案 沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例及び沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の一部が改正されたことに伴い、特例に係る経過措置の期限を延長する必要がある。

【議案の概要】

- 1 指定入所支援及び施設障害福祉サービスを同一の指定福祉型障害児入所施設において一体的に提供している場合の特例に係る経過措置の期限を令和4年3月31日から令和6年3月31日に延長する。
- 2 指定入所支援及び施設障害福祉サービスを同一の指定障害者支援施設において一体的に提供している場合の特例に係る経過措置の期限を令和4年3月31日から令和6年3月31日に延長する。
- 3 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

【説明】

<これまでの経緯>

- 障害児入所施設は、18歳未満の児童を対象としており、18歳以上となった者は、障害者支援施設への移行等、障害者施策において成人としての支援を行うこととしている。
- 一方で、現入所者の移行先が見つからない場合でも退所させられないことがないよう、累次にわたり、障害児入所施設の指定をもって、障害者支援施設の基準を満たすとする「みなし規定」を延長し、経過的な入所を継続してきた。



<今回の条例改正概要>

- この度、省令改正により、未移行者の移行完了に向けた準備期間として、みなし規定の期限を、令和4年3月31日から令和6年3月31日に延長することとされたことに伴い、条例を改正する必要がある。

提出議案の概要

【保健医療部】

【議案名】

乙第13号議案 公立大学法人沖縄県立看護大学への職員の引継ぎに係る沖縄県の内部組織を定める条例

【議案提出の理由】

公立大学法人沖縄県立看護大学の設立に伴い、地方独立行政法人法第59条第2項の規定に基づき、同法人への職員の引継ぎに係る県の内部組織を定める必要がある。

【議案の概要】

- 1 法人への職員の引継ぎに係る県の内部組織を定める。
- 2 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

【説明】

条例で定める内部組織は、現行の沖縄県立看護大学とし、現に当該大学の職員である者は、公立大学法人沖縄県立看護大学成立の日（令和4年4月1日）において、別に辞令を発せられない限り、当該法人の職員となるものとする。

提出議案の概要

【保健医療部】

【議案名】

乙第14号議案 公立大学法人沖縄県立看護大学の設立に伴う関係条例の整理に関する条例

【議案提出の理由】

公立大学法人沖縄県立看護大学の設立に伴い、公の施設として設置する沖縄県立看護大学は、同法人が設置及び管理を行うこととなったことから、沖縄県立看護大学条例等を廃止するとともに、関係条例の規定を整理する必要がある。

【議案の概要】

- 1 次に掲げる条例を廃止する。
 - (1) 沖縄県立看護大学条例
 - (2) 沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例
- 2 沖縄県職員の給与に関する条例の規定の整理を行う。
- 3 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 4 2に伴い、次に掲げる条例の規定を整理する。
 - (1) 沖縄県職員の育児休業等に関する条例
 - (2) 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例
 - (3) 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例
 - (4) 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例

【説明】

沖縄県立看護大学の設置団体である公立大学法人沖縄県立看護大学の設立に伴い、関係条例の改廃を行うものである。

提出議案の概要

【農林水産部】

【議案名】

乙第15号議案 沖縄県農作物種苗生産条例

【議案提出の理由】

良質な種苗の安定的な供給を図り、もって本県の農業の持続的な発展に寄与するため、良質な種苗の生産の推進に関する基本理念等を明らかにするとともに、県が施策の実施により得た知見等の提供に関し調査審議を行う附属機関を設置する必要がある。

【議案の概要】

- 1 新品種の育成、良質な種苗の安定的な生産及び県の育成品種や伝統的農作物等の種苗の保存・活用に関し、基本理念及び県が講ずる基本的な施策を示す。
- 2 県が有する知見等を民間事業者等へ提供することについて、調査審議を行うための附属機関を設置する。
- 3 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

【説明】

条例が必要となる背景及び条例の概要

<用語>

特定農作物：主に農林水産部で定める戦略品目（ゴーヤー、ハイツアップル等）、安定品目（さとうきび、水稲等）のうち種苗の生産に関する施策が必要な農作物

伝統的農作物：本県において長年にわたって栽培されてきた農作物で、県民の食文化に密接な関係のあるもの（高ニンジン、島ダイコン等）

知見等：県が有する種苗の生産に関する知識及び技術、特定農作物や伝統的農作物の種苗、育種素材等

<法律の施行 / 廃止>

- 農業競争力強化支援法（平成29年8月施行）
- 主要農作物種子法（平成30年4月廃止）
- 種苗法の一部改正（令和3年4月及び令和4年4月施行）

<情勢の変化>

- 民間事業者への知見等の提供促進
- 民間活力の活用強化
- 育成者権の強化による新品種育成の活発化

<我が国唯一の亜熱帯性気候 / 県土も小さな本県として>

- 本県の農業競争力強化のため、県が関係者と連携 / 協力し、種苗の生産(品種育成含む)を行う必要がある。
- 民間事業者等に対する知見等の提供について、慎重な検討を行う必要がある。

<本県における必要な取組等>

- 特定農作物の新品種の育成に向けた取組 第7条1)
- 特定農作物の優良な品種の良質な種苗の安定生産に向けた取組 第7条2/3)
- 伝統的農作物の種苗の継承及び保存並びに活用に向けた取組 第7条4)
- 県が有する種苗の生産に関する知見の活用に向けた取組 第7条5)
- 知見等の適切な提供の仕組みに必要な審議会の設置 第8条、第10条



知見等の適切な提供のための仕組み 第8条

Q1 本県の農業の持続的な発展を妨げるおそれがないことは明らかであるか？

明らかとは
言えない

明らかである

知事が、知見等の提供の可否及び条件について判断する。

Q2 本県の農業の振興に資すると認められるか？



知事が、**審議会の意見を聴いて**知見等の提供の可否及び条件について判断する。

提出議案の概要

【農林水産部】

【議案名】

乙第16号議案 沖縄県民の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

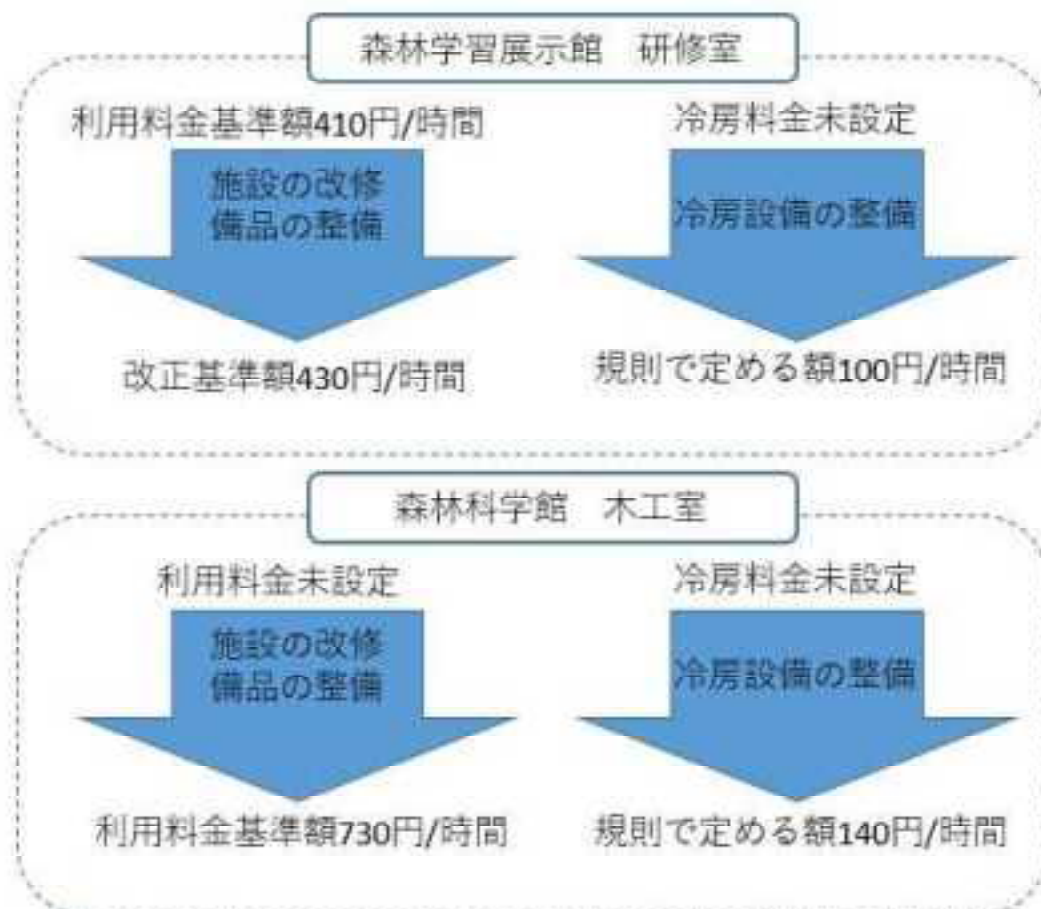
【議案提出の理由】

沖縄県民の森の施設の改修に伴い、研修室の利用に係る料金の基準額を改めるとともに、木工室及び冷房設備の利用に係る料金の基準額を定める等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 研修室の利用に係る料金の基準額を改め、並びに木工室及び冷房設備の利用に係る料金の基準額を定める。
- 2 その他所要の改正を行う。
- 3 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、2は、公布の日から施行する。

【説明】



提出議案の概要

【商工労働部】

【議案名】

乙第17号議案 沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、高圧ガス製造保安責任者試験手数料の額を改める等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 高圧ガス製造保安責任者試験手数料の額を改める。
- 2 高圧ガス販売主任者試験手数料の額を改める。
- 3 液化石油ガス販売事業者の認定申請手数料の額を改める。
- 4 貯蔵施設等の変更許可申請手数料の額を改める。
- 5 液化石油ガス設備士試験手数料の額を改める。
- 6 その他所要の改正を行う。
- 7 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、6は、公布の日から施行する。

【説明】

件名	改正前	改正後
高圧ガス保安法施行令第18条第2項第1号の規定に基づく高圧ガス製造保安責任者試験手数料 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 ほか9件	9,300円 ほか9件	11,600円 ほか9件
高圧ガス保安法第31条第2項の規定に基づく高圧ガス販売主任者試験手数料 第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験 ほか3件	7,900円 ほか3件	9,000円 ほか3件
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の6第1項の規定に基づく液化石油ガス販売事業者の認定申請手数料	110,000円	98,000円
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の2第1項の規定に基づく貯蔵施設等の変更許可申請手数料	17,000円	15,000円
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の5第2項の規定に基づく液化石油ガス設備士試験手数料 ほか1件	21,400円 ほか1件	23,200円 ほか1件

提出議案の概要

【商工労働部】

【議案名】

乙第18号議案 沖縄県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

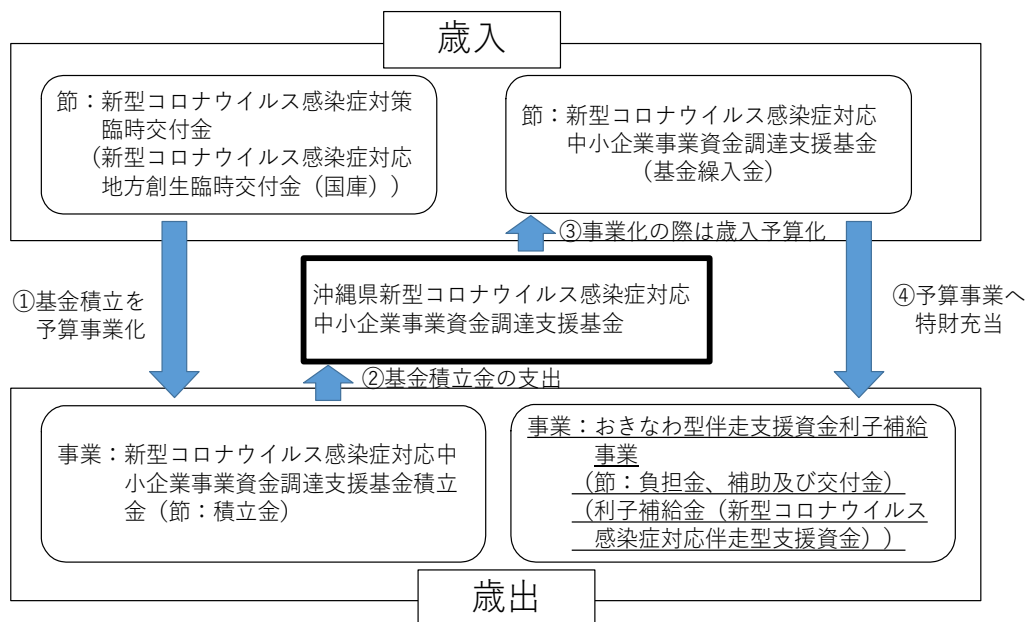
新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた中小企業者の資金の借入に係る利子の補給を行う事業の費用の財源に充てるために基金を処分することができることとする必要がある。

【議案の概要】

- 1 中小企業者の資金の借入に係る利子の補給を行う事業の費用の財源に充てるために基金を処分することができることとする。
- 2 この条例は、公布の日から施行する。

【説明】

沖縄県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例のスキーム図



提出議案の概要

【文化観光スポーツ部】

【議案名】

乙第19号議案 沖縄県観光振興基金条例

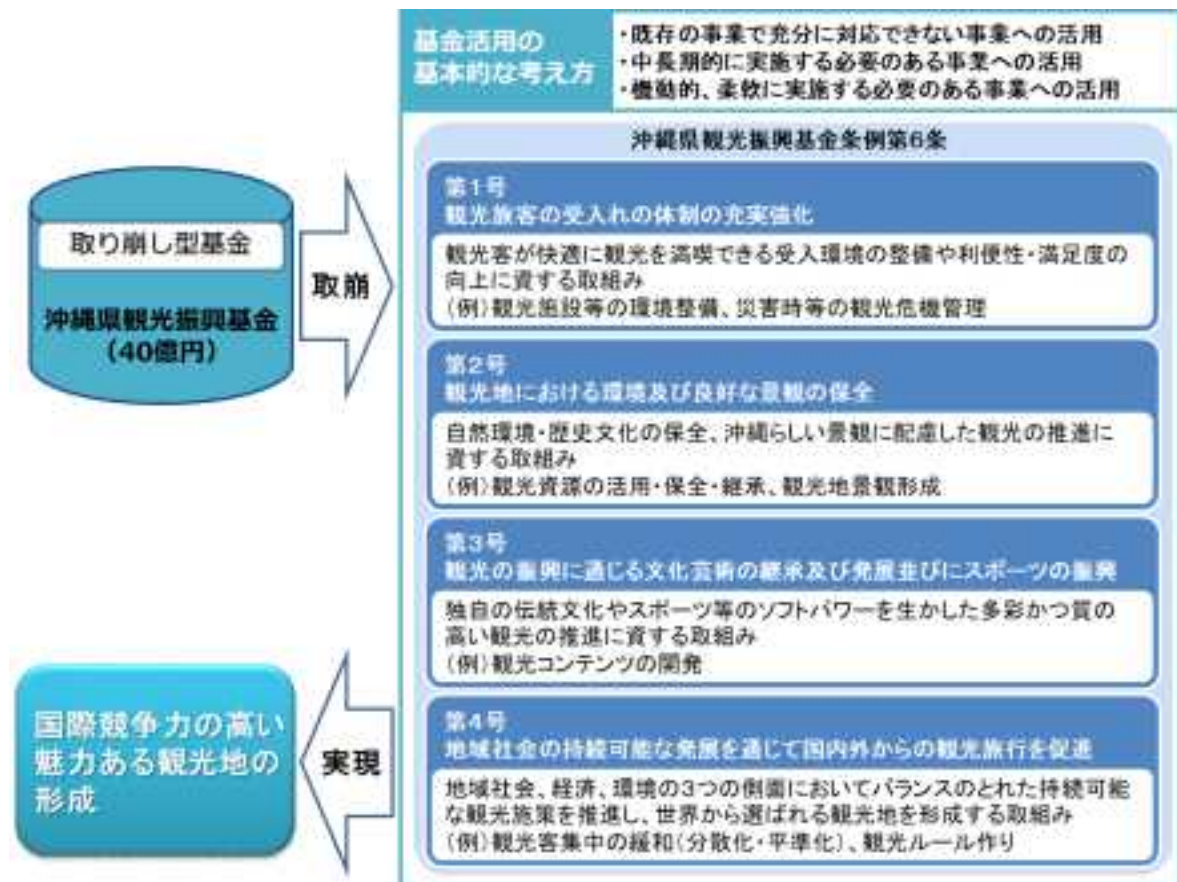
【議案提出の理由】

国際競争力の高い魅力ある観光地の形成を図ることを目的として、沖縄県観光振興基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定める必要がある。

【議案の概要】

- 1 国際競争力の高い魅力ある観光地を形成を図ることを目的として、県が行う事業の財源に充てるため、基金を設置する。
(基金で実施する事業)
 - (1) 観光旅客の受入れ体制の充実強化
 - (2) 観光地における環境及び良好な景観の保全
 - (3) 観光の振興に通じる文化芸術の継承及び発展並びにスポーツの振興
 - (4) 地域社会の持続可能な発展を通じて国内外からの観光旅行の促進を図るための事業
- 2 条例の施行期日：令和4年4月1日

【説明】



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第20号議案 沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

屋外広告物法に基づく条例の制定及び改廃に関する事務の一部を、権限移譲の協議が調った景観行政団体である浦添市が処理することとする等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 屋外広告物法に基づく条例の制定又は改廃に関する事務を、景観行政団体である浦添市が処理することとする。
- 2 屋外広告物法及び沖縄県屋外広告物条例に基づく広告物の表示の許可等知事の権限に属する事務のうち、浦添市が処理することとする規定を整理する。
- 3 この条例は、令和4年7月1日から施行する。
- 4 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定める。

【説明】

- 1 屋外広告物法第28条に基づく協議
県と浦添市で屋外広告物法第28条に基づく権限移譲について、令和3年10月15日に協議を開始し、令和3年11月17日に協議が成立した。
- 2 浦添市の条例制定により浦添市が処理する事務の概要
 - (1) 屋外広告物の表示等の禁止、制限、表示方法等の基準に関する事務
(屋外広告物法第3条から第5条まで)
 - (2) 違反に対する措置、除却した広告物等の保管、売却又は廃棄に関する事務
(屋外広告物法第7条、第8条)
- 3 指定都市、中核市以外で条例を制定している市町村は全国で97市町村、九州で12市町村。沖縄県では、条例を制定している市町村はない。(那覇市は中核市として条例を制定)

	都道府県	指定都市	中核市	左記以外の景観行政団体
全国	47	20	62	97 ※
九州	8	3	7	12

※97団体の都道府県別内訳

北海道 1	青森県 1	岩手県 2	秋田県 1	福島県 2	茨城県 3
栃木県 3	群馬県 8	埼玉県 6	千葉県 1	神奈川県 6	長野県 7
新潟県 2	岐阜県 6	静岡県 9	福井県 1	滋賀県 12	京都府 2
兵庫県 3	奈良県 1	鳥取県 1	広島県 2	山口県 1	愛媛県 4
福岡県 7	佐賀県 1	長崎県 3	鹿児島県 1		

提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第21号議案 沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

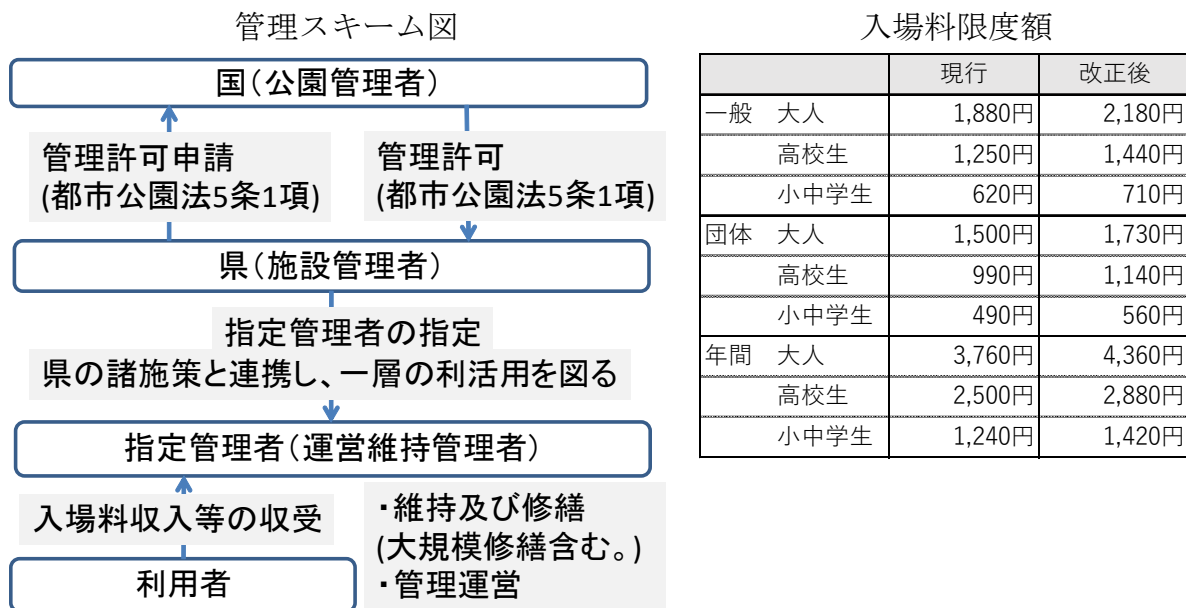
【議案提出の理由】

沖縄県国営沖縄記念公園内施設のうち海洋博覧会地区内施設の入場料について、限度額の適正化を図る必要がある。

【議案の概要】

- 1 今般、社会経済情勢の変化や施設の管理及び運営経費の増加等を踏まえ、将来にわたり安定した施設の管理及び運営を図るため、入場料の限度額の適正化を図る必要がある。
- 2 水族館の個人の場合の入場料の限度額を一般1,880円から2,180円に改め、高校生、小中学生並びに団体の場合の入場料の限度額についても同様に改める。
- 3 水族館の年間入場料の限度額を一般3,760円から4,360円に改め、高校生及び小中学生についても同様に改める。
- 4 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

【説明】



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第22号議案 沖縄県宅地建物取引業免許申請等手数料条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

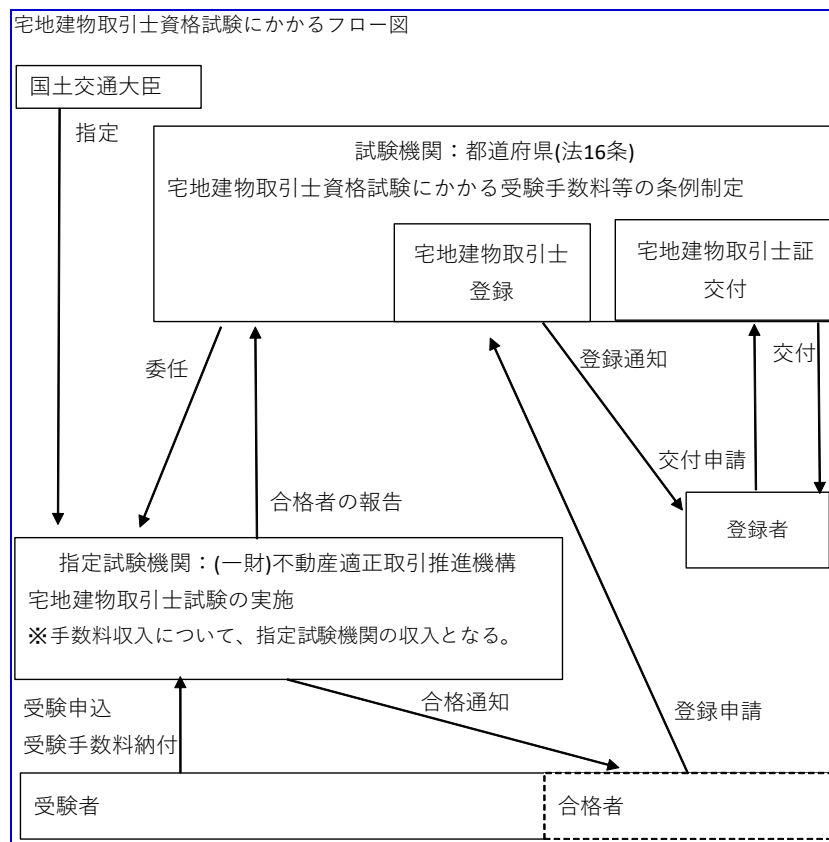
地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、宅地建物取引士資格試験に係る手数料の額を改める必要がある。

【議案の概要】

- 1 宅地建物取引士資格試験に係る手数料の額を改める。
- 2 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

【説明】

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されることに伴い、条例に規定する宅地建物取引士資格試験に係る受験手数料の額を7,000円から8,200円に改める。



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第23号議案 沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

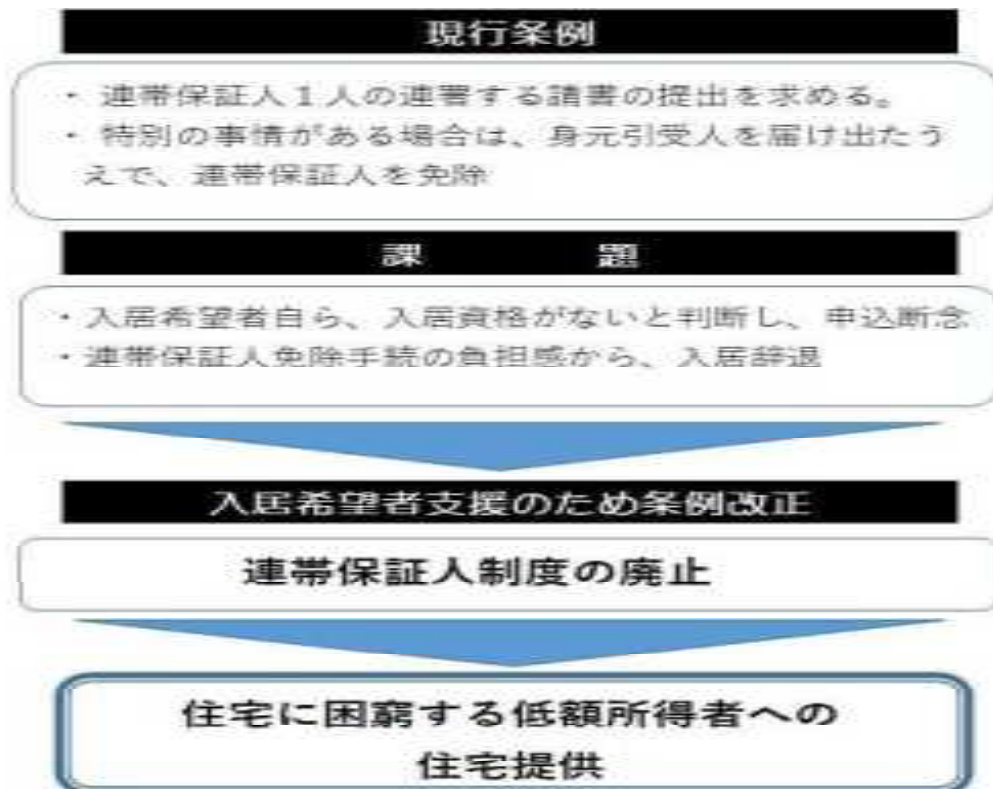
【議案提出の理由】

県営住宅の設置の目的を踏まえ、連帯保証人の確保を前提とした県営住宅の入居の手続を見直す等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 入居の手続における連帯保証人に関する規定を廃止する。
- 2 その他所要の改正を行う。
- 3 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、2は、公布の日から施行する。

【説明】



提出議案の概要

【教育庁】

【議案名】

乙第24号議案 沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

沖縄県立名護高等学校附属桜中学校を設置する必要がある。

【議案の概要】

- 1 沖縄県立名護高等学校附属桜中学校の名称及び位置を定める。
- 2 条例の施行期日：令和4年10月1日

【説明】

沖縄本島北部地区における人材の育成及び教育環境の充実を図るため、北部地区に新たな併設型中高一貫教育校を設置する。

学校の概要

①学 校 名	沖縄県立名護高等学校附属桜中学校
②設置場所	沖縄県立名護高等学校に県立中学校を併設
③通学区域	県全域
④学校規模	中学校：各学年1学級 高 校：各学年8学級（フロンティア科2学級、普通科6学級）
⑤学校の特色	北部地区に根差した特色ある教育活動や、6年間の計画的・継続的な教育指導を展開し、国内外の難関大学進学等への対応を図ることで、21世紀をリードするグローバルな高い志を持つ人材を育成する。
⑥開校年度	令和5年度

提出議案の概要

【教育庁】

【議案名】

乙第25号議案 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

児童生徒数の増減等により、学校職員の定数を改める必要がある。

【議案の概要】

- 1 県立高等学校、県立特別支援学校及び県立中学校の職員並びに市町村立小学校及び中学校の職員の定数を改める。
- 2 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年度教職員定数等

(単位:人)

区 分	R4定数	R3定数	前年度 増 減	増減の主な理由
1 県立高等学校	4,006	4,034	△28	学級数(収容定員)の減による
2 県立特別支援学校	1,922	1,851	71	学級数の増による
3 県立中学校	50	49	1	県立中学校準備室開設による
4 市町村立小・中学校	10,813	10,482	331	学級数の増による
合 計	16,791	16,416	375	

【説明】

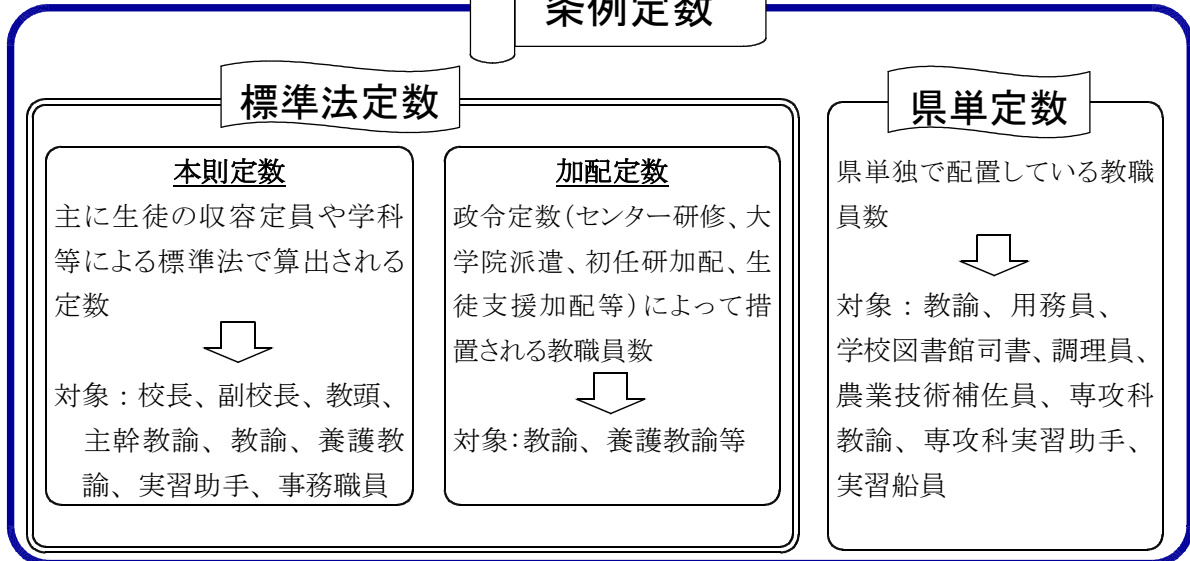
教職員定数算定の基礎

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」
 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令」
 「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」
 「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令」



児童・生徒の数
学級数等で算定

条例定数



提出議案の概要

【教育庁】

【議案名】

乙第26号議案 沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

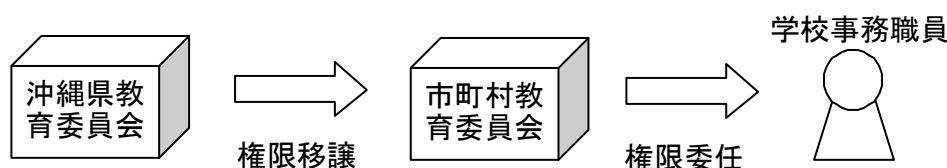
沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県人事委員会規則に基づく町村立学校教職員の扶養手当の認定に関する事務等沖縄県教育委員会の権限に属する事務の一部を、権限移譲の協議が調った町村が処理することとする必要がある。

【議案の概要】

- 1 市町村立学校教職員の扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の認定権限を、新たに協議が調った多良間村、竹富町及び与那国町へ移譲する。
- 2 条例の施行期日：令和4年8月1日から施行

【説明】

1 権限移譲の流れ



※学校事務職員が諸手当認定の事務処理を行う。

2 権限移譲済み市町村(国頭、中頭、那覇、島尻、宮古及び八重山地区)

那覇市 宜野湾市 石垣市 浦添市 名護市 糸満市 沖縄市 豊見城市
うるま市 宮古島市 南城市 国頭村 大宜味村 東村 今帰仁村 本部町
恩納村 宜野座村 金武町 伊江村 読谷村 嘉手納町 北谷町 北中城村
中城村 西原町 与那原町 南風原町 渡嘉敷村 座間味村 粟国村 渡名
喜村 南大東村 北大東村 伊平屋村 伊是名村 久米島町 八重瀬町
計38市町村

3 今回、権限移譲を予定している市町村(宮古・八重山地区)

多良間村 竹富町 与那国町

計2町1村

提出議案の概要

【議案名】

乙第27号議案 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、許可証書換え手数料の額を改めるほか、道路交通法の一部改正に伴い、運転技能検査手数料の額を定める等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 指定講習機関に講習手数料を納める講習に若年運転者講習を加える。
- 2 銃砲等又は刀剣類所持許可に係る許可証書換え手数料の額を改める。
- 3 認知機能検査手数料の額等を改めるとともに、運転技能検査手数料の額等を定める。
- 4 2は令和4年4月1日から、1及び3は令和4年5月13日から施行する。

【説明】

- 1 指定講習機関に講習手数料を納める講習に若年運転者講習を加える。
- 2 別表第8関係
今般の人件費単価等の減少を踏まえ、銃砲刀剣類所持等取締法に規定されている銃砲等又は刀剣類に係る所持許可証の書換え申請に対する手数料の徴収額を改正（減額）
- 3 別表第9関係
 - (1) 運転技能検査の新設（高齢運転者対策の一環）
75歳以上で政令で定める一定の違反歴のある者に対し、運転免許証更新時に運転技能検査の受験が義務化されたことから、当該検査の手数を新設
 - (2) 若年運転者講習の新設
第二種免許等の受験資格が緩和されたことを受け、第二種免許等取得後、21歳（中型免許は20歳）に達するまでの間（若年運転者期間）に違反をして政令で定める一定の基準に達した者に対し、若年運転者講習の受講が義務化されたことから、当該講習の手数を新設
 - (3) 認知機能検査・高齢者講習の見直しにあわせて、これらの手数料を改正

条例	手数料の種別・区分		現行	改正案		
					変動額	
別表8関係	許可証書換え手数料		1,800円	1,600円	(-200円)	
	認知機能検査手数料		750円	1,050円	(+300円)	
	運転技能検査手数料		(新設)	3,550円	-	
別表9関係	講習手数料	高齢者講習	実車あり	合理化 5,100円	6,450円	(+1,350円)
				高度化 7,950円		(-1,500円)
				臨時 5,800円		(+650円)
		実車なし	合理化 2,250円	2,900円	(+650円)	
			高度化 4,450円		(-1,550円)	
			臨時 2,350円		(+550円)	
	若年運転者講習	(新設)	1時間当たり2,250円	-		

提出議案の概要

【公安委員会】

【議案名】

乙第28号議案 沖縄県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例

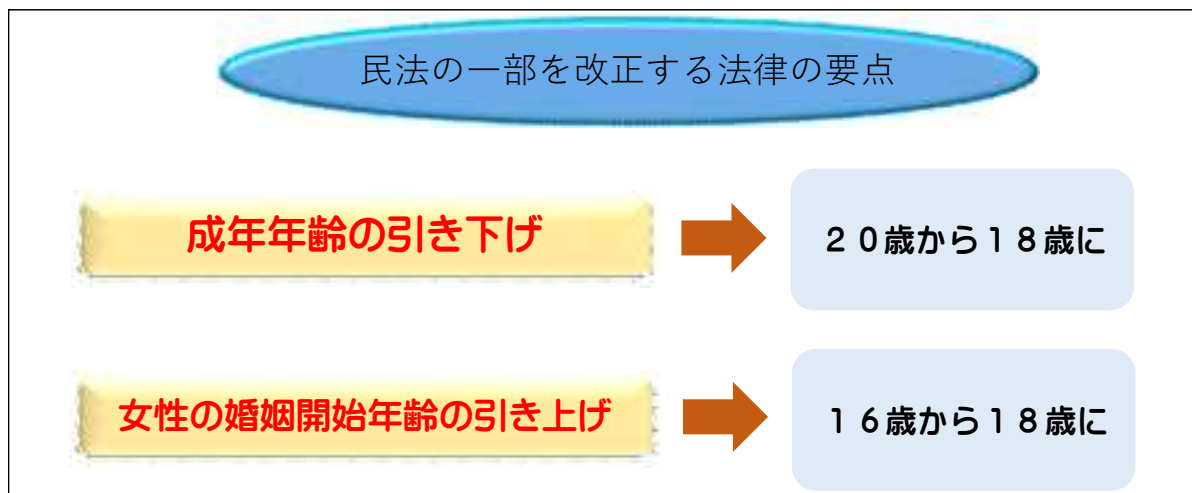
【議案提出の理由】

民法の一部が改正され、成年年齢が引き下げられるとともに、女性の婚姻開始年齢が引き上げられること等を踏まえ、青少年の定義を改める必要がある。

【議案の概要】

- 1 「青少年」の定義を改める。
青少年（改正前）満18歳に達するまでの者（婚姻した女子を除く。）をいう。
（改正後）18歳に満たない者をいう。
- 2 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

【説明】



提出議案の概要

【公安委員会】

【議案名】

乙第29号議案 沖縄県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例の一部を改正する条例

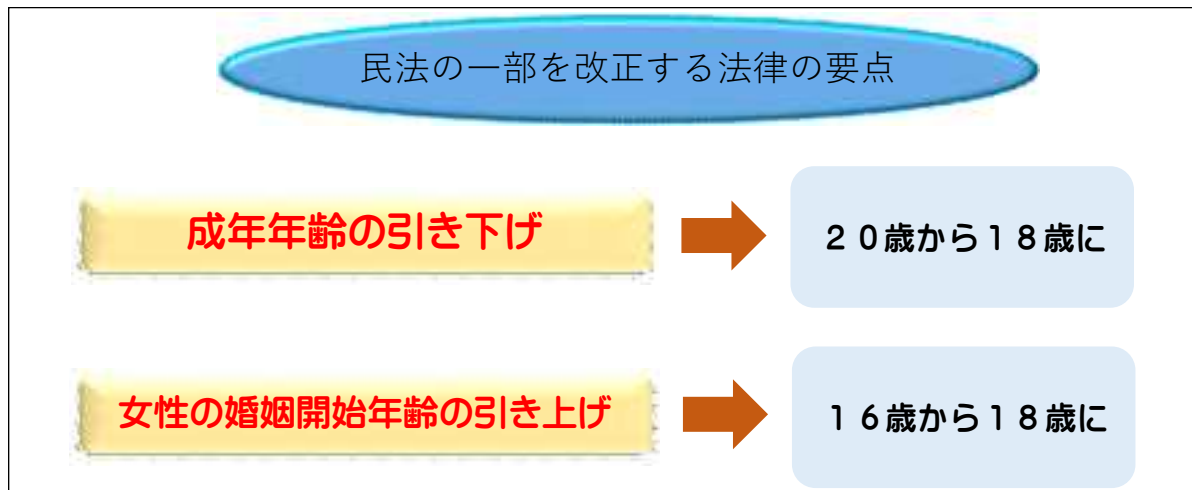
【議案提出の理由】

民法の一部が改正され、成年年齢が引き下げられるとともに、女性の婚姻開始年齢が引き上げられること等を踏まえ、青少年の定義を改める必要がある。

【議案の概要】

- 1 「青少年」の定義を改める。
青少年 (改正前) 小学校就学の始期から満18歳に達するまでの者(婚姻した女子を除く。)をいう。
(改正後) 18歳に満たない者をいう。
- 2 この条例は、一部の規定を除き、令和6年4月1日から施行する。

【説明】



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第30号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
(県道20号線(泡瀬工区)橋梁整備工事(上部工その2))

【議案提出の理由】

県道20号線(泡瀬工区)橋梁整備工事(上部工その2)の設計の一部変更に伴い契約金額を変更しようとするものである。

【議案の概要】

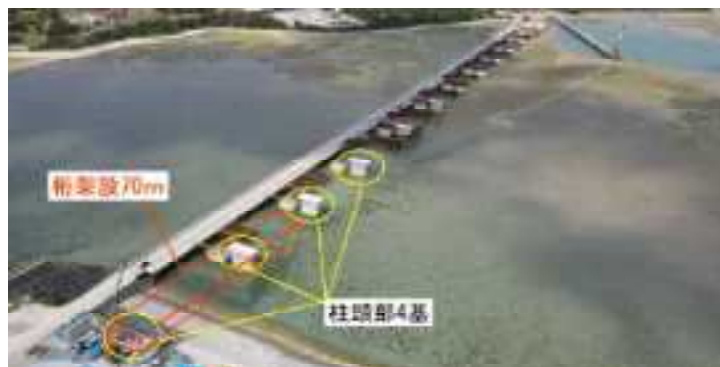
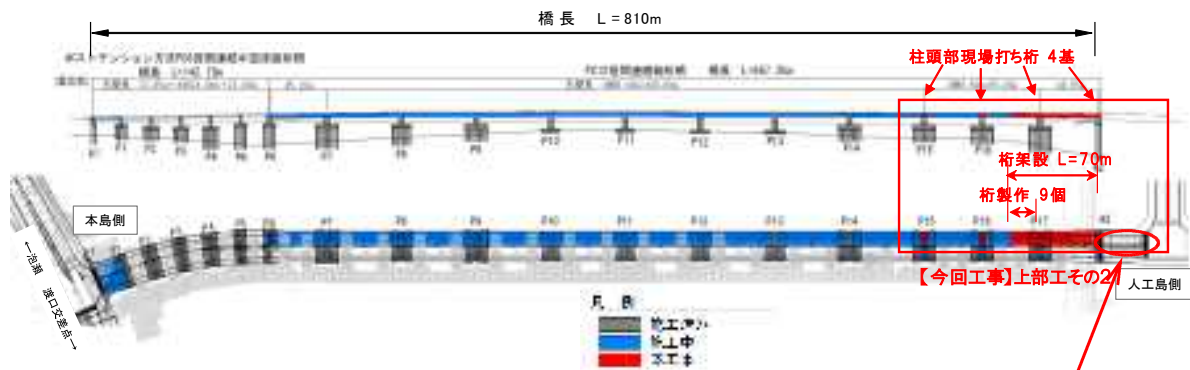
契約金額中「15億1,558万円」を「2,244万1,100円」減額し「14億9,313万8,900円」に変更する。

【説明】

本工事は、泡瀬人工島へのアクセス道路である橋梁の、4車線中人工島へ向かって左側2車線の上部工約70mを整備するものである。

今回の変更は、架設桁損料日数の変更及び架設桁の支持台基礎杭の高止まり等による減額を行うものである。

- 1 契約金額(変更前) 15億1,558万円
- 2 契約金額(変更後) 14億9,313万8,900円(-2,244万1,100円)
- 3 契約の相手方 株式会社ピーエス三菱・株式会社大米建設・有限会社長浜建設特定建設工事共同企業体



手続きスケジュール

3月上旬	議決(工事請負契約議決内容の一部変更)後、変更契約
3月中旬	工事完成及び完成検査依頼
3月28日予定	完成検査
4月中旬	工事請負代金完成払い

提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第31号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
(県道20号線(泡瀬工区)橋梁整備工事(上部工その4))

【議案提出の理由】

県道20号線(泡瀬工区)橋梁整備工事(上部工その4)の設計の一部変更に伴い契約金額を変更しようとするものである。

【議案の概要】

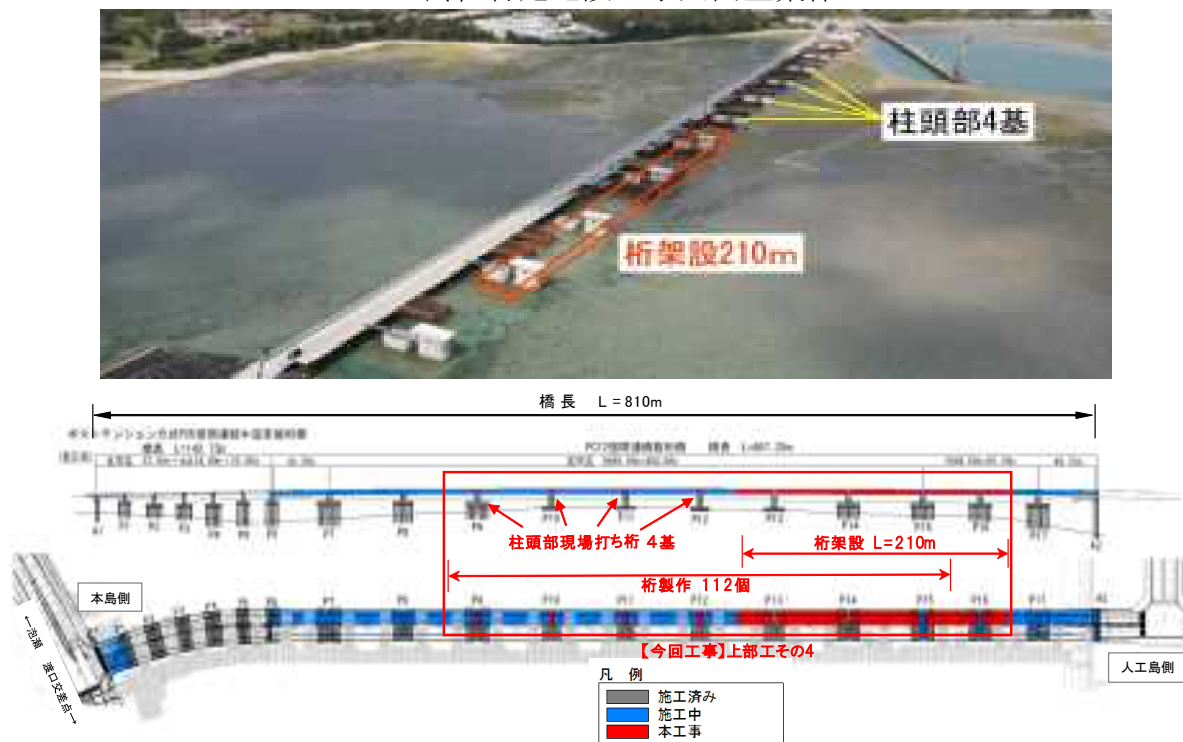
契約金額中「19億7,890万円」を「5,848万4,800円」増額し「20億3,738万4,800円」に変更する。

【説明】

本工事は、泡瀬人工島へのアクセス道路である橋梁の、4車線中人工島へ向かって左側2車線の上部工約210mを整備するものである。

今回の変更は、特記仕様書に基づき週休二日の取組による間接工事費の補正等による増額を行うものである。

- 1 契約金額(変更前) 19億7,890万円
- 2 契約金額(変更後) 20億3,738万4,800円(+5,848万4,800円)
- 3 契約の相手方 川田建設株式会社・株式会社仲本工業・大豊建設株式会社特定建設工事共同企業体



手続きスケジュール

3月上旬	議決(工事請負契約議決内容の一部変更)後、変更契約
3月上旬	既済検査依頼
3月22日予定	既済検査(年度内完成成分の出来高の確定)
4月上旬	工事請負代金部分払い

提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第32号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
(陽明高校校舎改築工事 (建築1工区))

【議案提出の理由】

陽明高校校舎改築工事 (建築1工区) の設計の一部変更に伴い契約金額を変更しようとするものである。

【議案の概要】

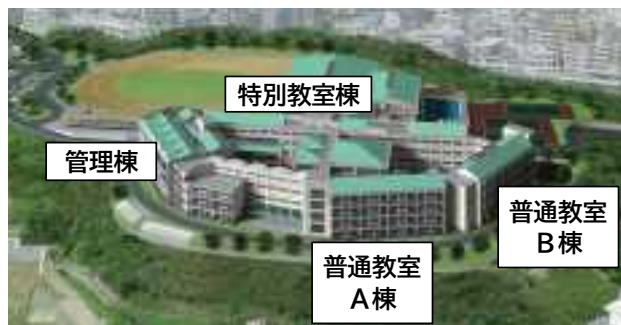
契約金額中「14億3,719万1,800円」を「9,216万9,000円」増額し「15億2,936万800円」に変更する。

【説明】

既設校舎の老朽化が著しいことから、安全かつ快適な教育環境の整備を図るため、校舎の改築を行うものである。

今回の変更は、仮設構台リース費用の追加精算等に伴い増額を行うものである。

- 1 契約金額 (変更前) 14億3,719万1,800円
- 2 契約金額 (変更後) 15億2,936万800円 (+9,216万9,000円)
- 3 契約の相手方 株式会社屋部土建・南洋土建株式会社・株式会社高橋土建特定建設工事共同企業体



敷地面積：47,197.86㎡

事業費：39億円

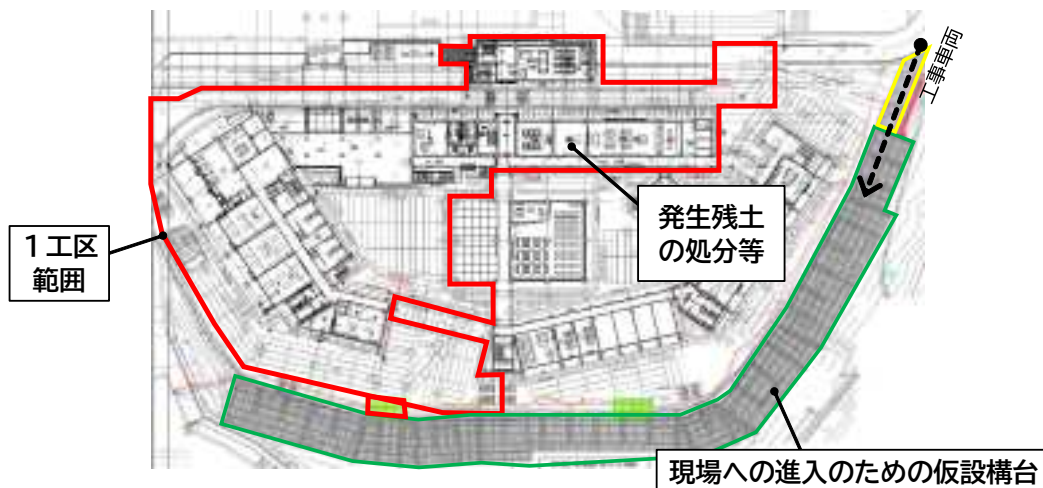
用途：高等学校 (校舎)

構造：鉄筋コンクリート造4階建

延べ面積：8,607.02㎡ (建築1工区)

(全体面積：14,469.21㎡)

工期：令和3年3月30日～令和4年9月23日



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第33号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
(陽明高校校舎改築工事 (建築2工区))

【議案提出の理由】

陽明高校校舎改築工事 (建築2工区) の設計の一部変更に伴い契約金額を変更しようとするものである。

【議案の概要】

契約金額中「10億3,884万円」を「2,013万円」増額し「10億5,897万円」に変更する。

【説明】

既設校舎の老朽化が著しいことから、安全かつ快適な教育環境の整備を図るため、校舎の改築を行うものである。

今回の変更は、土工事の数量実績精算等に伴い増額を行うものである。

- 1 契約金額 (変更前) 10億3,884万円
- 2 契約金額 (変更後) 10億5,897万円 (+2,013万円)
- 3 契約の相手方 株式会社大城組・株式会社大興建設・株式会社りゅうせき建設特定建設工事共同企業体



敷地面積：47,197.86㎡

事業費：39億円

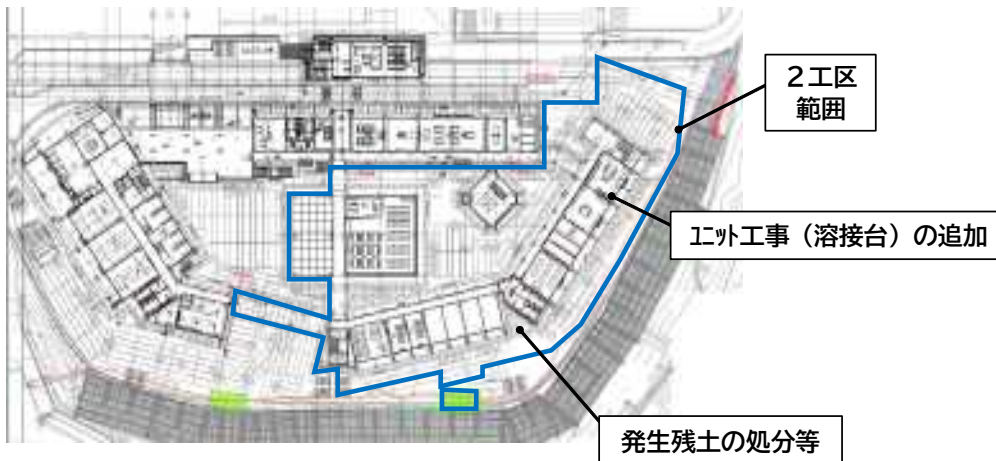
用途：高等学校 (校舎)

構造：鉄筋コンクリート造4階建

延べ面積：5,878.75㎡ (建築2工区)

(全体面積：14,469.21㎡)

工期：令和3年3月30日～令和4年9月23日



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第34号議案 訴えの提起について

【議案提出の理由】

建物明渡等請求事件について訴えを提起するには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

県営住宅の家賃を長期にわたって滞納している入居者等に対して、家賃の納入又は県営住宅の明渡しを再三にわたり請求してきたが、当該入居者等がこれに応じないため、訴えを次のように提起することについて、議会の議決を求めるものである。

【説明】

- 1 被告 長期滞納者等8人（事件数6件）
- 2 請求の趣旨として、次の判決及び仮執行の宣言を求める。
 - (1) 入居している県営住宅を明け渡せ。
 - (2) 未納の家賃及び損害賠償金を支払え。
 - (3) 訴訟費用は、被告らの負担とする。
- 3 訴訟遂行の方針として必要がある場合は、上訴し、又は和解するものとする。

【根拠法令】

地方自治法第96条第1項第12号

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第35号議案 財産損傷事故に関する和解等について

【議案提出の理由】

財産損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 令和3年11月3日、北部職員住宅（宇茂佐団地）1棟において県が設置した電気設備の故障により屋内配線に過電圧が加わり一部の入居者の財産を損傷させた。
- 2 県は、本件事故について、職員住宅の電気設備の設置又は保存に瑕疵があったことを認め、本件事故に関する一切の損害賠償金の額として、相手方に総額25,000円を支払うことを内容とする和解をする必要がある。

【説明】

- 1 経緯
 - (1) 令和3年11月、北部職員住宅宇茂佐団地の引込開閉器盤内にあるブレーカーの劣化により過電圧が生じ、入居者の家電の故障を引き起こした。
 - (2) 県は施設管理者として損害を補償する必要があることから、財産所有者に損害賠償金を支払うことを内容とする和解等について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。
- 2 事故発生箇所
名護市宇茂佐428番地15北部職員住宅宇茂佐団地
- 3 事故発生原因
共用設備（引込開閉器盤）内にあるブレーカーの劣化により過電圧が生じ、入居者の家電の故障を引き起こした。
- 4 損害賠償額
25,000円

提出議案の概要

【農林水産部】

【議案名】

乙第36号議案 車両損傷事故に関する和解等について

【議案提出の理由】

車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- | | |
|-----------|---------------------------|
| 1 事故名 | 名護漁港において県が設置した側溝による車両損傷事故 |
| 2 事故発生年月日 | 令和3年11月7日 |
| 3 事故発生場所 | 名護市城三丁目4番名護漁港内（名護漁港臨港道路） |
| 4 損害賠償額 | 13,376円 |

【説明】

- 1 事故の経緯・概要等
 - (1) 令和3年11月7日午後0時30分頃、名護漁港内において、相手方の車両が多目的広場に駐車するため、臨港道路の側溝の上を通過したところ、当該側溝の一部に蓋がなく、段差が生じ、及び鉄筋等が露出していたため、当該段差等により相手方の車両の前部の左タイヤを損傷させた。
 - (2) 県は、本件事故について、臨港道路の側溝に係る県の設置又は管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、相手方に総額13,376円を支払うことを内容とする和解をする必要がある。
- 2 過失割合
県：相手方＝10：0

提出議案の概要

【農林水産部】

【議案名】

乙第37号議案 車両損傷事故に関する和解等について

【議案提出の理由】

車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 事 故 名 海野漁港物揚場において県が設置したグレーチングによる車両損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和3年11月15日
- 3 事故発生場所 南城市知念字海野1番地7知念漁民研修センター先路上
(海野漁港物揚場)
- 4 損害賠償額 27,742円

【説明】

- 1 事故の経緯・概要等
 - (1) 令和3年11月15日午前6時頃、相手方の車両が海野漁港の物揚場に設置されたグレーチングの上を通過したところ、当該グレーチングの下の高さ調整のために置かれた角パイプの位置がずれていたため、グレーチングが跳ね上がり、相手方の車両の底面のオイルタンクを損傷させた。
 - (2) 本件事故に係るグレーチングの設置又は管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、相手方に総額27,742円を支払うことを内容とする和解をする必要がある。
- 2 過失割合
県：相手方＝10：0

提出議案の概要

【公安委員会】

【議案名】

乙第38号議案 損害賠償請求事件の和解等について

【議案提出の理由】

係争中の訴訟事件について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

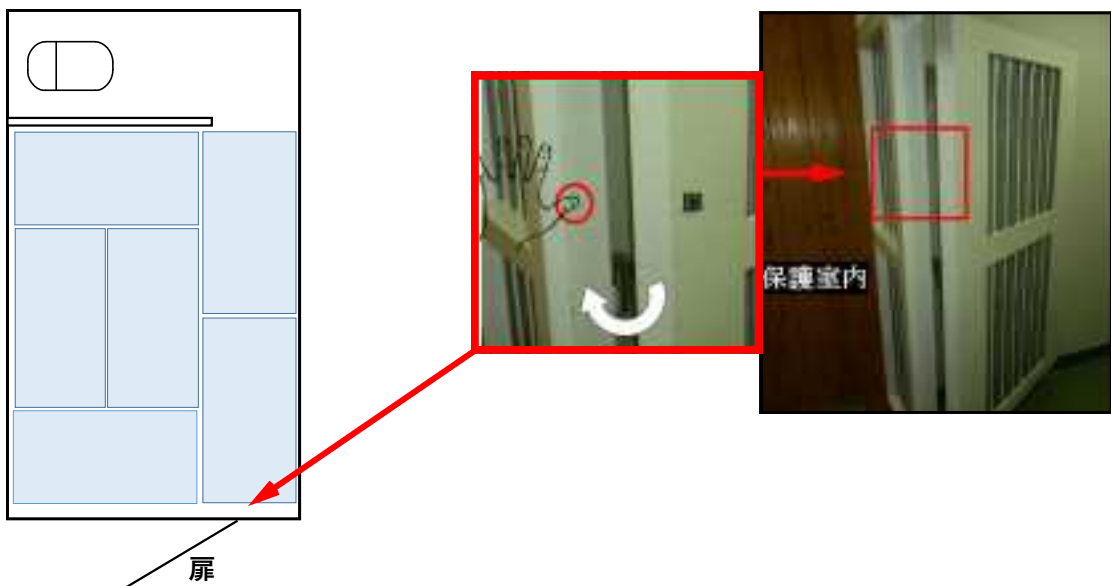
【議案の概要】

- 1 原告は、平成30年6月に泥酔して保護された際、警察官が八重山警察署の保護室において原告の安全を十分に確保しないまま漫然と保護室入口の扉を閉めたことにより、左手親指を扉に挟まれ、切断された等として、令和2年3月、県に損害賠償を求め、那覇地方裁判所に提訴した。
- 2 県は、原告の左手親指の切断は、警察官らに向かって突進してきた原告が閉まりかけの扉の蝶番部分ちようつがひに自ら指を差し入れたことにより生じたものであり、警察官らは原告が当該行為に及ぶことについて予見することはできなかった等として、県に過失がないことを主張してきた。
- 3 しかし、裁判所は、仮に当該警察官が扉が閉まるまで原告の動静に最大限の注意を払っていれば本件事故の発生を避けることが可能であったと考えられること、本件事故は警察による原告の保護下で生じたものであること及び左手の親指の切断という結果の重大性並びに本件事故の発生には泥酔による原告の異常な挙動が相当程度寄与していることを考慮し、本件事故により原告に生じたと認められる損害の一部として、県が解決金200万円を原告に支払うことを内容とする和解を勧告した。
- 4 3を踏まえ、県が原告に解決金として200万円を支払うことを主な内容とする和解をする必要がある。

【説明】

1 保護室内の見取図

2 保護室扉の写真と左手親指の切断状況



提出議案の概要

【病院事業局】

【議案名】

乙第39号議案 損害賠償の額の決定について

【議案提出の理由】

病院事業の業務に関し法律上県の義務に属する損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項並びに地方公営企業法第40条第2項及び沖縄県病院事業の設置等に関する条例第8条の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 平成28年に県立南部医療センター・こども医療センターで発生した医療事故に関して、遺族と訴訟上の協議を行っていたが、合意に達した。
- 2 この医療事故に対する和解のための損害賠償の額を定める。

【説明】

経緯

- 1 平成28年2月1日、県立南部医療センター・こども医療センターにおいて、けいれん症状で救急外来を受診した患者のCT検査等を実施したが、同画像の脳腫瘍を見落とした。
- 2 その後、他医療機関において、検査の結果、脳腫瘍が発覚し、手術が行われたが、平成30年3月15日に患者が死亡した。
- 3 遺族と損害賠償について訴訟上の協議を行っていたが、沖縄県議会の議決を得ることを条件として、損害賠償額650万円で合意に達した。
- 4 損害賠償額は、慰謝料が650万円である。

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第40号議案 包括外部監査契約の締結について

【議案提出の理由】

包括外部監査契約の締結については、地方自治法第252条の36第1項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 3 契約の金額 10,713,000円を上限とする額
- 4 契約の相手方 弁護士 宮里 猛

【説明】

外部監査制度について

1 趣旨

地方公共団体の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者による監査を導入することにより、地方公共団体の監査機能の専門性・独立性の強化を図るとともに、地方公共団体の監査機能に対する住民の信頼を高める。

2 外部監査契約を締結できる者

地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者で、原則として次に掲げる者。

- ①弁護士、②公認会計士、③会計検査等の監査の実務に精通している者

3 包括外部監査契約の締結

都道府県・指定都市・中核市の長は、毎会計年度、包括外部監査契約を速やかに一の者と締結。※連続して4回、同一の者と契約を締結してはならない。

契約の締結に当たっては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

《県における外部監査人選任の基本的な考え方》

- 1 原則として、弁護士と公認会計士を交互に選任する。
⇒それぞれの専門性をいかし、バランスのとれた効果的な監査を期待。
 - 2 原則として、連続して2回、同一の者を選任する。
⇒専門的視点の監査を更に深めることで効率的な監査を期待。
- ※ 令和元年度及び令和2年度の包括外部監査人は公認会計士であった。
※ 令和3年度の包括外部監査人については弁護士の宮里猛氏を選任しており、令和4年度も引き続き同氏を選任したい。

提出議案の概要

【保健医療部】

【議案名】

乙第41号議案 公立大学法人沖縄県立看護大学の中期目標を定めることについて

【議案提出の理由】

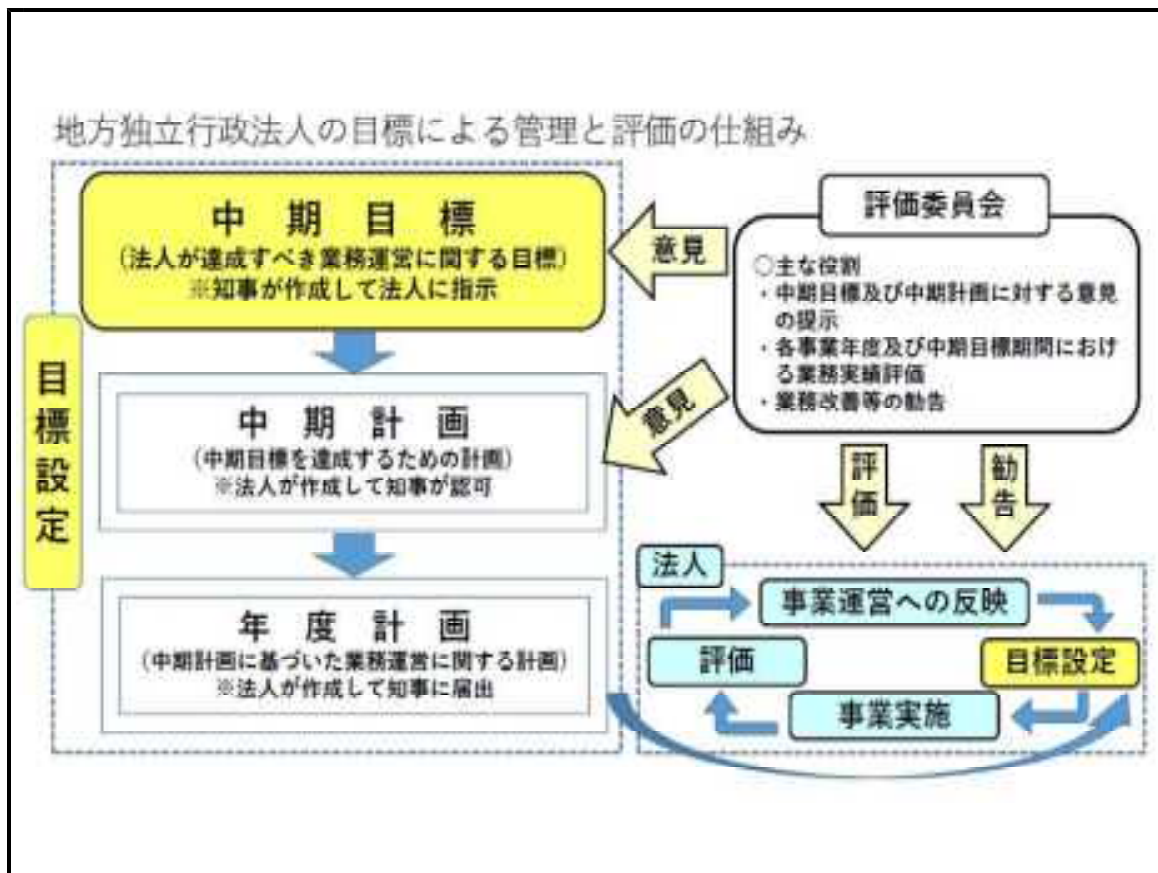
公立大学法人沖縄県立看護大学の中期目標を定めるには、地方独立行政法人法第25条第3項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

中期目標は、法人が一定期間（6年間）において達成すべき業務運営に関する目標であり、次に掲げる事項について具体的に定める必要がある。

- (1) 中期目標の期間（公立大学法人は6年間）
- (2) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- (3) 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- (4) 財務内容の改善に関する事項
- (5) 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項
- (6) その他業務運営に関する重要事項

【説明】



提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第42号議案 副知事の選任について

【議案提出の理由】

副知事の選任については、地方自治法第162条の規定により議会の同意を得る必要がある。

【議案の概要】

副知事1人が令和4年3月31日に任期満了するので、その後任を選任するため、地方自治法第162条の規定により議会の同意を得る必要がある。

【説明】

○地方自治法

〔副知事及び副市町村長の選任〕

第162条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

〔副知事及び副市町村長の職務〕

第167条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長を補佐し、普通地方公共団体の長の命を受け政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、別に定めるところにより、普通地方公共団体の長の職務を代理する。

②・③ 略

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第43号議案 沖縄県教育委員会教育長の任命について

【議案提出の理由】

教育委員会教育長が令和4年3月31日に任期満了するので、その後任を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

【議案の概要】

教育委員会教育長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て、任命する。

【説明】

1 教育委員会教育長の職務

教育委員会教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。「会務を総理する」とは、教育委員会の会議を主宰し、教育委員会の権限に属する全ての事務をつかさどり、事務局の事務を統括し所属の職員を指揮監督することである。

2 沖縄県教育委員会教育長について（現行）

氏名	発令期間	備考
金城 弘昌	R02.04.01～R04.03.31	任期満了

3 教育長の活動状況について

- (1) 教育長は、教育行政に係る重要事項を決定する教育委員会の会議を招集するほか、教育委員会から委任された事務を処理する。
- (2) また、県議会（本会議及び常任委員会）に出席し、議案等に関して説明を行うほか、教育委員会主催の各種式典・研修等における祝辞・挨拶、関係団体等からの要請への対応や教育現場の視察等を行う。
- (3) 知事と教育委員会を構成員とする「総合教育会議」においては、教育に関する「大綱」の策定に関すること、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策等の協議・調整を行っている。